平成２３年（フ）第１７８号
三重県四日市市松本４丁目13番11号
債務者　山縣　　彩
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
三重県四日市市山城町1118番地１　エバーグリーンⅠ201号
債務者　浅村　国広
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３００号
滋賀県野洲市冨波甲424番地86
債務者　小渕　英洋
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６９号
兵庫県宝塚市中筋山手５丁目３番１―701号
債務者　澤　　智子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８０号
兵庫県伊丹市池尻６丁目82番地１　パレ武庫川プルミエールⅢ416号
債務者　神足慎一朗
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２１号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目143番地の１―101
債務者　小山　　登
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５７号
山口県岩国市元町４丁目１番５―1001号　グランドール岩国
債務者　池田　利彦
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２１号
山口県下関市秋根上町２丁目３番７号　アレス秋根205号
債務者　澁田　順由
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
山口県下関市豊田町大字浮石2860番地２
債務者　小野すぎ子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
山口県下関市熊野町２丁目13番45―105号　リバティハイツⅡ
債務者　山田　敏弘
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
山口県下関市武久町２丁目53番10号　福海苑、前住所山口県下関市秋根上町２丁目８番27―407号
債務者　田中　義昭
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
徳島県鳴門市大津町吉永188番地４、旧住所徳島県鳴門市撫養町木津501番地１
債務者　矢野　浩史
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
徳島県阿南市上中町岡302番地、旧住所徳島県阿南市下大野町薮呂６番地16
債務者　中山　順子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２４号
徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇町筋４番地
債務者　遠藤　秀敏
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１８号
徳島県三好郡東みよし町昼間3210番地１
債務者　新田　正子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第８２号
高知県土佐市蓮池2692番地５　蓮池コーポⅠ103号
債務者　向井　忠文
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８３号
高知県土佐市蓮池2692番地５　蓮池コーポⅠ103号
債務者　向井　冴子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係